

【31 釈 文】群馬郡伊香保村借用金証文

(文政十年：一八二七)

借用申金子証文之事

一金三拾兩也

(印)

右金慥ニ請取借用申所、實正ニ御座候、
此金返済之儀者、來子之七月中、元利
急度返済可レ申候、此金之儀者、拙者普請
入用諸払、并給仕下女抱候給金等ニ差
支、無レ拵御無心仕候間、縱令如何様之儀
出来仕候共、請人引請、急度返済可レ仕候、
右相定之通、少茂異変仕間敷候、為ニ後日一
借用金証文、依而如レ件

群馬郡伊香保村

借主 藤野屋弥左衛門 (印)

同 所

文政十亥年十二月日 請人 福田屋市左衛門 (印)

岩井村請人 次郎右衛門 (印)

吾妻郡岩井村

平次右衛門殿

【31 読み下し文】

借用申す金子（きんす）証文の事

一金三拾両也^印

右金慥（たしか）に請け取り借用申す所、実正^印（じつしょう）に御座候、此の金返済の儀は、来る子の七月中、元利（がんり）急度（きつと）返済申すべく候、此の金の儀は、拙者普請（ふしん）入用諸払い、並びに給仕下女（きゅううじげじょ）抱え候給金等に差し支え、拠んどころ無く御無心仕り候間、縱令（たとい）如何様の儀出来（しゅつたい）仕り候共、請け人引き請け、急度返済仕るべく候、右相定めの通り、少しも異変（いへん）仕る間敷（まじく）候、後日の為借用金証文、依（よつ）て件（くだん）の如し

群馬郡伊香保村

借主 藤野屋弥左衛門^印

同 所

請人 福田屋市左衛門^印

岩井村請人 次郎右衛門^印

文政十亥年十二月日

吾妻郡岩井村

平次右衛門殿